

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

### 8. 会議の経過

令和8年3月18日（水）午後0時59分開議

○委員長（甲斐俊光君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

お手元の次第に従い進めさせていただきます。

初めに、1の議案の撤回について、星野市長お願いいたします。

○市長（星野順一郎君） 貴重なお時間ありがとうございます。

まず初めに、今議会に上程をしました議案第3号、我孫子市福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、教育福祉常任委員会において様々なご意見を伺いました。これを踏まえて再度、慎重に検討するために撤回したいと考えており、議会の承認を求めるといたしました。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（甲斐俊光君） 議案の撤回について何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

次に、2の税制改正に伴う市税条例等改正の専決処分について、星野市長お願いいたします。

○市長（星野順一郎君） 続いて、専決処分についてご報告いたします。

最近はもう毎年恒例になってきましたが、税制改正に伴う国の法令等の改正が今年も3月末に公布され、4月1日施行予定とされているところがあります。これに合わせ、市税条例等の改正も急を要する必要があることから、3月末に専決処分を予定している案件がございます。

現時点で把握しています、主な内容について説明をさせていただきます。

まずは、我孫子市税条例の改正です。昨年12月に令和8年度の税制改正の大綱が閣議決定され、軽自動車税においては、環境性能割の廃止に伴う規定の整備等について、専決処分を予定しています。個人住民税においては、住宅借入金特別控除、いわゆる住宅ローン控除ですね。これの借入限度額および控除期間等の見直しに伴う規定の整備等について専決処分を予定しています。

固定資産税においては、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置の新設に伴う規定の整備等について、専決処分を予定しています。

都市計画税においては、固定資産税同様、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置の新設に伴う規定の整備等について専決処分を予定しています。

また、今回の法改正に伴い、法令の項番に変更が生じるため、市税条例や都市計画税条例の項番もそれに合わせ、変更することについても専決処分の予定をしています。

この他に、我孫子市国民健康保険税条例について、国民健康保険税の課税限度額及び軽減対象世帯の軽減判定所得の規定を改正することが専決処分の予定としています。

これらの改正は、4月1日施行の法令等に含まれることになり、4月1日施行するためには、急

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

を要する必要があることから、専決処分をさせていただくものでございます。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（甲斐俊光君） 専決処分について何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 3 分休憩

---

午後 1 時 0 4 分開議

○委員長（甲斐俊光君） 再開いたします。

次に、3 の採決順序について事務局より説明願います。

○事務局長（佐野哲也君） それでは、3 の採決順序について、ご説明いたします。

お手元に配付の採決順序をご覧ください。

初めに、ナンバー 1 の議案第 3 号、福祉手当支給条例一部改正につきましては、先ほど市長より撤回する旨の発言がございましたので、本会議で承認されれば、採決を行わず、次のナンバー 2 から採決を行います。

次に、ナンバー 2 の議案第 3 0 号、8 年度水道会計予算につきましては、委員会審査結果が多数可決、3 名反対でありましたので、個別に採決いたします。

次に、ナンバー 3 の議案第 2 9 号、8 年度下水道会計予算につきましては、委員会審査結果が多数可決、2 名反対でありましたので、個別に採決いたします。

次に、ナンバー 4 からナンバー 6 の議案第 2 5 号、8 年度一般会計予算、議案第 1 4 号、開発行為条例一部改正、議案第 2 4 号、7 年度水道会計補正予算（第 3 号）につきましては、委員会審査結果が多数可決、1 名反対でありましたので、議案番号順に個別に採決いたします。

次に、ナンバー 7 からナンバー 9 の議案第 5 号、国民健康保険条例一部改正、議案第 2 6 号、8 年度国保会計予算、議案第 2 8 号、8 年度後期高齢者会計予算につきましては、委員会審査結果が全員可決であります、分割採決の申し出がございましたので、個別に採決いたします。

次に、ナンバー 1 0 の議案第 1 9 号、7 年度一般会計補正予算（第 9 号）につきましては、委員会審査結果が全員可決であります、特別委員会で審査した案件でございますので、個別に採決いたします。

次に、ナンバー 1 1 の上記以外の各議案につきましては、委員会審査結果は全員可決であります。分割・個別採決の申し出がございませんでしたので、議案 2 3 件を一括して採決いたします。

次に、ナンバー 1 2 の陳情第 9 号の 1、憲法第 2 5 条、住民の生存権保障が実施されるよう求め

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

る陳情、こちらは教育福祉常任委員会に付託されたものです。委員会審査結果が全員不採択、また、ナンバー13の陳情第9号の2、憲法第25条、住民の生存権保障が実施されるよう求める陳情、こちらは環境都市常任委員会に付託されたものです。それと、ナンバー14の請願第19号、子供子育て支援金制度の創設に伴う保険料負担が実質負担増にならないよう財政支援を求める意見書提出を求める請願につきましては、委員会審査結果が少数不採択でございます。

それぞれ個別に採決し、本会議での採決は可を諮る原則から、「委員長報告は不採択であります。願意妥当と認め採決するに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。」と願意について採決いたしますのでお間違えのないようお願いいたします。

以上、本日の採決は13回の予定で、いずれも採決表示システムにより採決いたします。

なお、討論につきましては、議案第5号につきまして、内田議員、岩井議員から反対討論の通告がございました。

採決順序はこの後、タブレットに格納するとともに、紙でも議場に配付いたします。会派に戻りましたらタブレットの更新をしていただくようお願いください。

説明は以上です。

○委員長（甲斐俊光君） 以上で説明終わりました。

何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ないものと認めます。本日の採決順序は説明のとおりといたします。

次に、4の本日の議事日程について、事務局より説明願います。

○事務局長（佐野哲也君） それでは、4の本日の議事日程、第5号についてご説明いたします。

お手元に配付の議事日程、第5号をご覧ください。

初めに、日程第1として、先ほど市長より発言がありましたとおり、議案撤回の件を議題といたします。

次に、日程第2として議案第1号、議案第2号及び議案第4号から議案第33号並びに請願1件、陳情2件の総括審議を行います。委員長報告、討論の後、採決いたします。

なお、総務企画常任委員会において、江川委員長が欠席のため、海津副委員長が委員長の職務を行いました。江川委員長は本日の本会議には出席されないので、行政実例により委員長報告は江川委員長が行います。

もし、委員長報告に対する質疑があった場合には、委員長が即答することができませんので、海津副委員長が答弁することになります。

次に、日程第3として、総務企画常任委員会から閉会中の継続調査として、行政視察の申し出がございましたので、簡易採決にて議決いたします。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

日程が終了した後、議長からこの3月をもって役職定年を迎えられる部長5名を紹介して閉会となります。

説明は以上です。

○委員長（甲斐俊光君） 以上で説明終わりました。

何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

議事日程は説明のとおりといたします。

次に、5の政務活動費の広報費について、事務局より説明願います。

○事務局長（佐野哲也君） それでは、5の政務活動費の広報費についてご説明いたします。

政務活動費の運用手引きの解釈についてでございます。

資料1を御覧ください。2月17日開催の議会運営委員会において、政務活動費の対象とするものの基準の内容についてご説明いたしました。議員からご質問のあった広報費についてです。

もう一度御説明いたしますと、議会報告など、市民へ配付するチラシへの掲載事項などについての基準で、経歴は議会を受ける元役職以外は認めないとされており、議会での現在の役職のみとなっております。これまではその他の経歴が記載されたものは見られなかったのですが、この度、出身地や学歴はあっても問題はないのではないかと。また、議会に関連することで、いつ当選した、または、最年少で〇〇、現在何期目などは許容されるものではないかと。とのご質問があり、ぜひ議会運営委員会で確認して欲しいとのことでした。現時点で許容されるのか見直しするとしたらどこまで許容されるのか。

この2点について、前回、会派への持ち帰りとしていましたので、会派ごとの意見を伺えればと思います。

また、これまで許容されていたQRコードやホームページのURLを掲載することについてもご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○委員長（甲斐俊光君） 以上で説明は終わりました。

各会派からご意見いただきましょうか。

○委員（山下佳代君） 特段ここを変える必要は反対にあるのかっていう意見も出てきているので、このままで良いんじゃないですかっていうことしか出てなかったです。

○委員（高木宏樹君） うちの会派では、広報紙を出している議員と出していない議員とがありますので、この広報費を使っている議員の意見がこれから話す意見になろうかと思うんですけども、もっと柔軟に表現ができるような内容にした方が良くはないかというのが、主にこの広報費を

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

使っている議員の声です。

つまりは、ここで制限をされているものについては、緩和をしていけば良いのではなかろうかという話です。今この広報費の中で、ここに紙面で表現されるものに制限がされている一方で、QRコードが認められていますよね。そうすると、このQRコードについて今局長が意見を求められていることについての我が会派としての意見としては、表現が制限されている中で、QRコードの中は自由な表現がされているわけでありますから、QRコードが認められるのであれば、もっとその紙面での表現というのもそれに準じて自由になっても良いのではなかろうか。

もし、紙面が今の現行のまま制限を受けるのであれば、当然そのQRコードというのも制限を受けてしかるべきなのではないだろうか。そこに矛盾がありますよね。

紙面は制限をされているのにQRコードの先は自由になっているわけですから、QRコードそのものはあった方が良いのか、ない方が良いのかという意見については、あった方が良くないか。そのQRコードを認めるのであれば、それに連動させて、紙面も自由にもっと認めようじゃないかという意見であります。

そこの整合性を合わせようということじゃないかと思います。

以上です。

○委員（早川真君） 私は今、高木さんが言ったとおりです。それと政務活動費を活用しているのが、我が会派2名は返還して私だけなので、会派の意見じゃなくて、私の意見で良いのかどうかなんですけど、概ね今高木さんがおっしゃったような内容、多くが会派の中でも話してありました。

あの、現行のこれで行くのであればやはり、ちょっとQRコードだと広がっていくので。確かになかなかチェックしきれなかったところだけど、それはまずいだろうなど。

だけど、私どもの会派としても、やっぱりこういうものはできるだけ広げていく。

柔軟にやってくつていう方がそっちの方が大切なことだと思うので、QRコードを認めるということであれば、やはりこの今の記述できる内容、いわゆるプロフィールみたいなところはもっと広く記入して良いんじゃないかと。同じような形でやって良いんじゃないかということです。

以上です。

○委員（深井優也君） うちの会派もですね、2名は返還しておりますので、やっている議員とやらない議員が双方いるという前提にはあります。まず、制限を緩和というところに関しては、議員が長くなればなるほど、いろんな役職が過去にあったりして、いっぱいになっちゃうから制限はあったままで良いんじゃないのというような意見がありました。QRコードのところに関しましては、ちょっと意見二つに分かれたんですけども、紙面に書いてあるのと整合性を捉えるっていうところで、制限をQRコードの方も加えた方が良くないんじゃないかという意見。あともう一つは、2段階の話であれば、別にそれはそっちの方の制限は加えなくて良いんじゃないの。というような意見もあ

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ったというところでございます。

○委員（内田美恵子君） これについて特段、申し訳ないですが、お話してないんですが、そもそもこのプロフィールですかね。その辺をもう少し広げたら良いんじゃないかと。お一方が言い出したと思いますので、その辺は多分、自由についていうかね、先ほど高木委員とか早川委員からあったように、もう少し広げても良いのかなと思っています。

でね、QRのことにに関して原則、私はそこから見える情報っていうのは必要かなと思っているんですが、あのプロフィールだけに飛ぶっていうふうにしてないんじゃないですか。いわゆるホームページに飛ぶようになっていて、私はその自分の経歴的なものと例えば議会だよりだけを載せているところ。それから、議会の質問を載せたところで全部分けてあるんで、すぐにそこへ飛ぶわけじゃないので私、QRコードはすごく情報を検索する上で良い手段だと思っていますので良いのかなと思っています。

以上です。

○委員（船橋優君） 私のところはですね、一応現行のままでね、良いんじゃないかとあくまでも議会活動の広報なんでね、いろんなことを入れますとごちゃごちゃって大変だから、この現行のままでということよろしいと思います。

○委員（深井優也君） 言い忘れしました。QRコードで飛ぶページについては、ホームページの中でも枝わかれして、同じような内容だけに見えるページっていうところに飛ぶんだったら良いのかなと思います。

なので、トップページに飛ぶとか、プロフィールページで全体に見えるやつをそのまま流用という形ではなく、あえてそれに適したページを作るっていうのなら良いのかなという意見が出ておりました。

以上です。

○委員長（甲斐俊光君） 暫時休憩いたします。

午後1時19分休憩

---

午後1時37分開議

○委員長（甲斐俊光君） 再開いたします。

るる、ご意見いただきまして、政務活動費の広報費につきましてはQRコードについて問題になっておりましたが、令和7年度のQRコードにつきましては、現状のままということで許可されます。

令和8年度の広報に載せられる案件につきましては、別途、別に時間をとりまして議会運営委員会で協議したいと思います。それでよろしいでしょうか。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） 肩書きや出身地などは認められるんじゃないかというお話がございましたが、令和7年度につきましては現状認めておりませんので、認めないということになっております。

それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ご異議ないようですので、そのようにいたします。

次に、6の議会運営の引き継ぎ事項について、事務局より説明願います。

○事務局長（佐野哲也君） それでは、6の議会運営引き継ぎ事項について、ご説明いたします。

議会運営引き継ぎ事項についてですが、資料2をご覧ください。

よろしくお願いたします。

1月26日の議会運営委員会で出されたご意見などの概略を一覧表にまとめています。2月17日開催の議会運営委員会でもお配りいたしましたけれども、今後の進め方や時期、検討順序などについて会派ごとのご意見を伺えればと思います。

○委員（深井優也君） 前回の時に他市の事例とかを見に行ったらどうかというところがあったので、それをやるべきじゃないかということをしていました。

ただ、現実的なことを言うとこの議会基本条例と違って、結構時間がかかることなのでなかなか次も選挙があるのでメンバーも変わるので、現実的にはそこから本格化するのじゃないかと。そのための準備をいたしの事例とかを今回やるのが求められるのではないかとという議論でした。

○委員長（甲斐俊光君） 暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

---

午後1時41分開議

○委員長（甲斐俊光君） 再開いたします。

議会運営委員会の運営の引き継ぎ事項について通年回答につきましては、各会派いろいろご意見もございますので、また改めて時間を取って議会運営委員会で審議したいと思います。

その点について、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ご異議ないようですので、そのようにいたします。

次に、7の先例・申し合わせ事項について事務局より説明願います。

○事務局長（佐野哲也君） それでは、7の先例・申し合わせ事項についてご説明いたします。

資料3-1と3-2を御覧ください。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

2月17日に開催されました、議会運営委員会において、深井委員よりご提案がありました、通年を通して、上着ネクタイの着用は自由とすることについて、前回会派お持ち帰りいただきましたので、会派ごとのご意見を伺えればと思います。

よろしく申し上げます。

○委員（山下佳代君） 資料3-2もつけていただいております。

特段変えることもないんじゃないかということをしていました。今までどおりのかたちです。

○委員（高木宏樹君） 公明党さんと同意見です。

○委員（早川真君） 今までどおり。

○委員（内田美恵子君） すいません。この件に関しては、話をしていませんでした。

○委員（船橋優君） 私らも今までどおりっていうことで。

○委員（深井優也君） 私の要望なので周りの人皆さんがそんな感じなんだというのが理解できませんでした。

○委員長（甲斐俊光君） 全体として、現状どおりという意見ですので、深井委員から提案ございましたが、ネクタイ、上着については現状どおりということによろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） そのように先例・申し上げ事項につきましては、現状どおりということにいたします。

次に、8の我孫子市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正について、事務局より説明願います。

○事務局長（佐野哲也君） それでは、8の我孫子市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。全国市議会議長会から各市で条例施行規程を改正するようとの通知がございましたので、新旧対照表のとおり太字下線の部分を、通知どおり修正いたしました。条項の修正と文言の修正となります。この規定は、令和8年4月1日から施行となります。

以上のとおりご報告いたします。

○委員長（甲斐俊光君） 以上で説明は終わりました。何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ないものと認めます。説明のとおり承認することといたします。

次に、9のその他で何かございますか。

○事務局長（佐野哲也君） それでは、その他としまして、事務局から5点ございます。

1点目として、政務活動費収支報告書及び交付申請書の提出についてでございます。令和7年度政務活動費収支報告書及び令和8年度政務活動費交付申請書の提出期限は、明日3月19日となっ

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ておりますのでよろしくお願いいたします。

2点目としまして、人事異動の内示についてでございます。明日3月19日の午後3時ごろに内示の予定ですので、昨年と同様に事務局からの連絡手段がメールの方にはメールでお送りいたします。FAXの方は写しを控え室へ配付いたしますのでよろしくお願いいたします。

3点目としまして、本日17時45分からはな膳におきまして、執行部との懇親会を行います。会費は8,000円となりますので、よろしくお願いいたします。会費は受付時に徴収いたします。

4点目としまして、2月17日開催の議会運営委員会でご説明いたしましたけれども、我孫子市議会会派規程の一部改正及び我孫子市議会政務活動費に係る運用手引きの一部改正について押印の見直しにより、会派規定の様式第1号から第5号及び政務活動費の様式第1号及び様式第2号について印を削るものです。このことについて議長の決裁をもって、2月24日をもちまして施行となりましたのでご報告いたします。

最後に5点目としまして、2月17日開催の議会運営委員会においてご説明いたしましたけれども、我孫子市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ対策基本方針についてでございます。

市と市議会での共同策定と共同策定の方針に含まれない、議会独自のネットワーク等を対象とするものについて、共同策定部分につきましては市長決裁、議会独自のものにつきましては議長決裁ということで双方とも2月26日付で決裁をいただき、同日に施行されました。また、策定した後、公表が義務づけられておりますので、3月3日にホームページにて公表しております。

事務局からは以上となります。

○委員長（甲斐俊光君） 他に何かございますか。

○委員（深井優也君） 今現状で議案の資料っていうのが、我々議員には配付されているんですけども、これが今現状、市民に見られていないという状況があると思うんですね。これってやっぱり、市民にもあらかじめ公表をした方が良いんじゃないかなという提案があります。これをすることで、もし、事前にそういう通知が早目になることで既に議員にも市民にも公表されている資料ということで、初日の議案説明だったり、委員会での説明だったり、そういったところを資料のとおりです。みたいな感じで短縮にも繋がるんじゃないかなと思っているんですね。なので、この辺ちょっと他市の事例とか見ていただいて、検討していただけたらと思います。

○委員長（甲斐俊光君） 暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

---

午後1時51分開議

○委員長（甲斐俊光君） 再開いたします。

今の件につきましては、執行部が関わることですので、事務局の方から執行部の方にご提案いた

**【会議録（暫定版）】** 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

だくということにいたしたいと思います。

他に何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

以上で本委員会を散会いたします。

午後1時51分散会